

経済建設常任委員会会議録

平成23年1月18日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 10:50

案 件

オートレースの運営について

産業振興について

建設行政について

【報告事項】

工事請負契約について 【上下水道部総務課】

工事請負変更契約について 【土木建設課】

飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて 【中心市街地活性化推進室】

出入国管理及び難民認定法違反事件の結果概要について 【産学振興課】

水路原状回復に関する調停事件について 【農林課】

水路蓋に起因する車両損傷事故について 【農林課】

飯塚市防災(浸水)対策基本計画の策定について 【総務課】

○委員長

ただ今から、経済建設委員会を開会いたします。

「オートレースの運営について」を議題といたします。「売上額及び入場者の状況等について」執行部の説明を許します。

○事業管理課長

平成22年度飯塚オートの売上額及び入場者数についてご報告いたします。

まず、4月から12月までの売上額及び入場者についてご説明いたします。資料1の「平成21・22年度売上額及び入場者比較表」をお願いいたします。売上額の小計のところですが、売上額は115億9,652万1,700円で前年度が131億562万円でしたので15億909万8,300円、11.5%の減額となっています。

次に入場者数は表の右の方でございますが今年度237,563人で前年度の253,977人と比較すると16,414人、6.5%の減少となっています。開催日数は今年度が65日で21年度が67日でございますので、1日平均で比較いたしますと今年度の売上額が1億7,840万8,026円で前年度と比較して1,719万8,243円、8.8%の減、入場者数は今年度が3,655人で前年度比較136人、3.6%の減となっています。

今回の売上額及び入場者数の状況は、今年度及び21年度ともにSGレース1節5日、GIレース1節5日及びGIIレース2節10日を含んだものでございます。

次に、1月8日から12日の5日間で開催いたしました千鳥屋本家杯GI開設54周年記念レースについてご報告いたします。資料2をお願いいたします。総売上額は15億7,092万2,300円で本場、場外を合わせた入場者数は91,911人でありました。

昨年3月に開催いたしました、同レースと比較いたしますと、売上総額で約1億6,190万円、約11.5%の増額、また総入場者数は8,346人、約10%の増となっています。

続きまして資料3をお願いいたします。これは、今年度の普通開催レースを4月から10月まで、と10月30日から11月3日まで開催した日本選手権をはさんで、11月から12月に開催したレースとに分けて資料を作成したものです。

日本選手権以降に開催したレースの売上が良かった印象がありましたので分析をおこなったものです。開催日数に差がありますので、1日当りの売上額及び入場者数で比較いたします。売上額は10月までが1億2,400万4,200円だったのと比べて、11月以降では1億6,499万5,100円と約4,100万円、約33%増額となっています。内容を見ますと、飯塚オートレース場本場での売上は約830万円減額となっていますが、電話投票では約970万円の増額、場外発売では約3,950万円の増額となっています。入場者数、利用者数では10月までが12,954人だったのが、11月以降では、16,281人と3,327人の増となっています。特に場外発売が大きく増加しており、これは飯塚が開催するレースを何場が発売するかによって違って来る訳ですが、その表の場外の欄の1日1場当たりの売上額比較もおこなっていますが、1日1場当たりの売上額も約250万円、約14.4%の増額となっています。4月～12月の売上状況のとおり厳しい状況は続いておりますが、今回の開設記念および最近の普通開催レースにおいて売上増が見られ、確実にそうと言える段階ではありませんが、わずかながら、でございますが、回復の兆しがあるのではないかと感じているところでございます。今回の結果で一番重要視している本場における入場者数と売上額が減少している点を踏まえ、多くのファンに飯塚オートレース場に来場していただき、直にレースを観戦していただき、売上増が実現できるように今後さらに努力していく所存でございます。以上で説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、只今の説明に対する質疑を含め、全般に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○吉田委員

以前から私が質疑させていただきしていました、それも何回も質問させていただいた件につきまして質問します。以前からいつてきたことなんですけど、オートレースのフライングの件なんですけど、これが何とかフライングが少なくなるように、6場の会議の折に重々強く言ってくれという要望を何回も、それこそ20年くらい前から言い続けてきているんですけどね、一向にフライングが、旧態依然と減っていないんですよ。たとえば、皆さん方ご存知のように、相撲の立ち合いも同じように一時期問題になりました。待たが多すぎて、これも相撲協会が真剣に取り組んで、過去から比べたら待たは私なりに判断しましたら3分の1か4分の1位に減ったんじゃないかと思えます。しかしオートレースに関しては未だにフライングがなかったということがほとんどないんですよ。頻繁にフライングがあるんですよ。選手は自分のことだからいいんでしょうが、お客さんはお金をつぎ込んで車券を購入されてるんですよ。だから簡単な考え方でいるんじゃないかと思うんですが、真剣に考えなきゃいけないですよ。よく公正なレースを行ってるというような言葉が使われます。フライングされたら公正じゃないんですよ、ボートは何回も言いますが、払い戻しがあるんですよフライングを切りましたら、お客さんには責任ない、だから払い戻します。しかしオートレースに関しては払い戻しとか無いんですよ、だから買った人はなんでこんなにふが悪いのかなで、これで済まされてるんですよ。これは絶対もう少し真剣にとらえてもらわないと。すいませんお聞きします。罰則規定なんですけど、これ説明してください。

○事業管理課長

まず、平常のレースでフライングを行いますと先送り一日と記載されていますが、これにつきましては罰則のポイントが加算されるということになります。すぐに適用ではなくてマイナスのポイントを持つ形になります。それからG1、G2の優勝戦でフライングを行いますと次回出場が休場になります。それからSGの優勝戦でフライングを行いますと、次回出場の節を休場になる上に、回りの同一のレースの出場資格を喪失する形になります。それからフライングにつきましては当然その節の勝ち上がりの権利がなくなります。フライングの繰り返し

60日で9回出場中2回を行いますと最終日以外の場合は翌日が罰則で休みになります。そして先ほどのポイントも加算されるということになります。その繰り返しを最終日に行った場合につきましては、次節のロッカー所在地の初日が休みとなりまして、同じようにマイナスのポイントが加算されます。過去6カ月にフライングを3回行いますと罰則のポイントが3日、そのうえで先ほどと同じように次の日が休みというふうな取り扱いになります。過去6カ月にフライングを4回行いますと次回出場の節のレースが罰則で休みとなります。それから同じようにポイントが加算されるようになります。過去6カ月にフライングを5回切りますとあっせん停止の罰を受けまして、この期間につきましては委員会会議で決定されるという取り決めがなされているところです。

○吉田委員

今説明いただきましたが、その中にフライングを3回とか4回とか5回とかいうようなことが決められてるみたいなんですね。6カ月間でフライング5回とかいうのは1カ月に1回必ずフライング切ってるということじゃないですか。私はボートレースはよくわかりませんが、話に聞くと2回か3回か切ったら半年間とか出場停止とかいう規定を聞いたことがあるんです。ボートレースの場合、お客さんには払い戻しがあるんですよ、オートレースは無いんですよ。こういうことを活字にして罰則規定が決められてるということも非常に理解できません。6カ月にフライングを5回も6回もしていいもんですか。罰則規定が軽すぎるからフライングすると思うんです、難しいことじゃないと思うんです。ボートのほうが何倍も難しいと思います。オートバイは止まってる所からのスタートだからですね。ボートのように6カ月間も出場停止になればほとんどの選手がフライングしなくなると思いますよ。もっと厳しいものにしてみないですか、フライング数がずっと減ると思いますよ。もう少し真剣に考えていただいてももう少し重たくしてください、みんなが同じ条件だから損するわけじゃないから。部長に強く言いますけど、会議の場でも真剣に要望をしてほしいと思います。

○委員長

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「産業振興について」を議題といたします。「企業誘致に関する状況・活動等について」について、執行部の説明を許します。

○企業誘致推進室長

企業誘致に関する名古屋事務所での活動状況につきましては、11月11日の委員会で報告をさせていただきましたが、その後の状況、活動等についてご報告させていただきます。

名古屋事務所においては、お手元に配布しております資料のとおり、4月から12月まで82の企業と27の団体等を訪問し、22件の来訪団体の対応をしております。

中部経済産業局が12月9日公表したところによりますと、「管内の経済活動は減速している」としており、東海地区において依然厳しい状態が続いているものと考えられます。また、愛知県では雇用の状況も依然厳しく、有効求人倍率を見ても、昨年11月の数字は0.70と、まだまだ一時の状況には程遠いものがあります。このように東海地区におきまして、経済状況は依然として大変厳しい状態ではありますが、本年3月の名古屋事務所の閉鎖までの間、新年度以降の展開を見据え、数多くの企業訪問を継続し、引き続き粘り強く企業誘致に取り組んで参りたいと考えております。九州においては、九州経済産業局が12月に発表した10月の経済動向は、「設備投資は持ち直しの動き。雇用は厳しいながらも持ち直しの動きがみられ、個人消費は穏やかながら持ち直しているものの一部に弱い動き。円高、エコカー補助金の終了等により企業の生産活動等への影響がみられ、持ち直しの動きが弱まっている。」と分析していま

す。しかしながら、電話による問い合わせや県を通しての照会がくるなど小さな動きではありますが出てきておりますので、企業誘致に努めたいと考えております。以上簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、只今の説明に対する質疑を含め、全般に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「建設行政について」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から、案件に記載の件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

はじめに「工事請負契約について」報告を求めます。

○上下水道部総務課長

上下水道局から、工事請負契約の締結状況について、お手元に配布しております資料により報告をいたします。

今回報告いたします工事は、「堀池浄水場浄水施設新設（機械）工事」及び「堀池浄水場浄水施設新設（電気）工事」であり、条件付き一般競争入札で実施しております。入札執行状況につきましては、業者選考委員会において、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づき要件等を付して入札を行いました。資料1ページの、「堀池浄水場浄水施設新設（機械）工事」は、機械専門工事で12月20日に入札を行い、その結果は、予定価格505,680,000円に対しまして、落札額429,828,000円、落札率85.00%で「住友重機械エンバイロメント株式会社」が落札いたしました。

次に、資料2ページの、「堀池浄水場浄水施設新設（電気）工事」は、電気専門工事で同じく12月20日に入札を行い、その結果は、予定価格98,970,900円に対しまして、落札額84,124,950円、落札率84.99%で「株式会社荏原電産」が落札いたしました。以上、簡単ですが、工事請負契約の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」報告を求めます。

○土木建設課長

まず三軒屋工場団地線道路新設工事3工区につきましては、現契約金額に1,552,950円増額し、変更契約金額を53,284,350円とするものです。

つづきまして、三軒屋工場団地線道路新設工事4工区につきましては、現契約金額に1,

521, 450円増額し、変更契約金額を50, 125, 950円とするものです。

その主な理由は、両工区とも掘削の結果土中からの湧水が多く、掘削断面の土砂崩壊を防ぐため土留め工を3工区、4工区各々40m増工しております。および湧水処理のための暗渠排水工を3工区86m、4工区103m増工するものです。なお国から就労者吸収計画の変更指示により、就労人員を3工区は述べ48人、4工区は述べ45人増加しまして、工事変更と合わせて増工するものです。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて」報告を求めます。

○中心市街地活性化推進室主幹

中心市街地活性化の取り組みにつきまして、前回の報告以降の進捗状況を報告いたします。

本町火災跡地及び周辺整備に関する勉強会の第3回会議を昨年12月21日に開催し、当該地域の地権者への意向調査結果などを報告するとともに、今後の整備方針等を研究する研究会の設置などを決定いたしました。

資料を提出しておりますので、資料の1ページをご覧ください。まず、地権者の意向調査結果ですが、53名の方から回答をいただいております。調査項目は、括弧1の現在の土地活用についての満足状況から、次ページの括弧6の土地の共同利用まででございます。内容の説明は省略させていただきます。

次に、商店主へのアンケート調査結果ですが、34人から回答をいただいております。調査項目は、本町火災跡地及び周辺整備についての賛否及び事業継続の意向についてでございます。内容の説明は省略させていただきます。3ページをお願いいたします。整備方針の検討範囲を太い線で囲んでおります。今後この地域の活性化を図るためにどのような絵を描いていくかを検討していくわけですが、その前提となる整備方針の検討範囲について、関係者が共通認識を持つ必要があることから、検討範囲を決めたものでございます。今後の検討次第で、広がり狭まったりすることは考えられますが、活性化を検討するうえで、防災面から道路を通すことも視野に入れて、ある程度の面積を確保しております。なお、検討範囲の面積は、約7,200㎡でございます。この範囲の地権者など関係者は現段階での判明分で129名となっております。

次に、4ページをお願いいたします。今後、整備方針を研究する研究会の設置についてですが、目的に書いておりますように、地権者の方、商業者の方、市、関係機関が一体となって、この地域の整備計画について、自ら考え、研究するため、地元代表者を中心に研究会を設置するものでございます。その構成員には、この勉強会の代表・幹事の9名のほか、円滑な協議を進めるために、第三者である有識者の方に座長を務めていただくことにしております。また、商工会議所や市は事務局機能を担ってまいりたいと考えております。今後のスケジュールについては、1月中旬から研究会で鋭意協議を行いながら、民間事業者へのアンケート調査やヒアリング調査を実施し、3月までに整備方針を決定していきたいと考えております。

次に、資料はございませんが、西鉄バスセンターの件について報告いたします。バスセンターにつきましては、西日本鉄道(株)から、法定の市街地再開発事業を来年度から取り組めるよう前向きに進めていくという話をいただきました。今後、国や県など関係機関と法定再開発の協議を行うとともに、中心市街地活性化につながる事業内容となるよう西鉄と協議を進めていくことにしております。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「出入国管理及び難民認定法違反事件の結果概要について」報告を求めます。

○産学振興課長

平成22年10月18日に出入国管理及び難民認定法違反(不法就労助長)容疑で市内IT関連企業の社長が逮捕された事件について、平成22年12月28日に判決公判があり結審しましたので、これまでの経過とその結果について報告いたします。お手元に、「出入国管理及び難民認定法違反(不法就労助長)事件の結果概要について」と題した資料をお配りしていますが、1の事件概要は、11月の委員会で報告したところですが、その後、昨年12月28日福岡地裁久留米支部において、判決公判があり、3被告に対し、それぞれ懲役1年6カ月、執行猶予3年、(株)マルテック、くるめチマキヤ両社にはそれぞれ罰金100万円が言い渡され結審しました。こうした経過を踏まえ、2の地域再生計画については、内閣府、福岡県と協議を行い、(株)マルテックを入国申請手続きを優先処理する支援措置を受けることができる対象機関から除外することを決定し、内閣府に対して地域再生計画の変更認定申請を行っております。3の再発防止に向けた市の対応策として、(1)の法令順守の喚起文書を手渡したことは報告してはいましたが、(2)の特定活動の在留資格で入国した外国人研究者・情報処理技術者の就労実態のヒアリングは、事件後直ちに行っておりますが、今後も定期的実施することにいたしました。(3)では、対象機関(3大学及びハウインターナショナル)に対する定期的な就労状況調査、さらに(4)では福岡入国管理局と連携し、対象機関関係者への勉強会の開催並びに訪問・ヒアリングを通じて疑義が生じた場合には福岡入国管理局へ情報提供を行い、入国管理局が立ち入り検査委を行うなどの再発防止策を実施することとしています。

2度とこうした事件が発生しないよう細心の注意を払い、再発防止に向けた取り組みをまいります。以上簡単ではありますが、報告いたします。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「水路原状回復に関する調停事件について」報告を求めます。

○農林課長

お手元に位置図を配布しています。本件につきましては飯塚市仁保472-4番地の水路についてでございます。当水路につきましては平成18年10月頃より地元の仁保生産水利組合が改修を行っていましたが、市への、条例上の自主施工の許可申請および隣地の同意を取らずに改修を行ったところでございます。隣地の所有者より苦情申し出があり、仁保生産水利組合と原状回復の協議を重ねてまいりましたが、協議が整わなかったため、条例に基づきまして原状回復の文書を通知したところ、昨年の平成18年10月21日付で仁保生産水利組合から調停の申し出があり、平成22年10月28日付で飯塚簡易裁判所より調停の呼び出しを受けたところでございます。このため、市といたしましては顧問弁護士のほうに依頼をいたしまして第1回の調停が昨年の12月1日に行われました。その調停の内容ですが、次回調停が1月26日となっておりますが、それまでに申立人、つまり仁保生産水利組合が工事の方法とその費用の負担について検討するというので、第1回の調停が終わっているところです。第2回に水利組合の検討内容について協議がなされるということになっております。なお、2月の議会におきまして顧問弁護士の着手金の予算を計上をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「水路蓋に起因する車両損傷事故について」報告を求めます。

○農林課長

お手元の資料に位置図が配布されています。本件の事故につきましては昨年12月29日午前10時30分ころです、飯塚市柏の森の市道芳雄団地1号線に車が通行中、道路中央部に横断する柏の森芳雄用水路の取水井関管理用の蓋の上を通過したところ、蓋が外れ通過車両の車体後部バンパーを損傷させたものであります。この事故につきましては当事者と現在保険でという話で協議しているところでございます。今後につきましては管理を徹底し施設の点検を強化するとともに事故の起こらないように気をつけていきたいと考えております。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市防災(浸水)対策基本計画の策定について」報告を求めます。

○総務課長

「平成21年7月中国・九州北部豪雨」による水害並びに平成22年7月14日豪雨による水害の発生を踏まえ、「飯塚市防災(浸水)対策基本計画」を策定いたしましたので、その概要をご報告いたします。

まず、本計画策定にいたる経緯について簡単にご説明いたします。

本市の防災、浸水対策事業につきましては、一昨年12月議会におきまして平成21年度実施の事業についてご報告申し上げていたところです。

その際、平成22年度以降の事業につきましては、①被災地域住民の要望等の聴取、集約作業が終了していないこと、②国、県事業との調整等を引き続き検討中であること、また最も大きな③理由として、治水対策等の調査(治水対策基本調査)を22年度も引き続き行い、それらの分析結果を考慮しなければならないことから、22年度中に中、長期事業をも踏まえた「飯塚市防災(浸水)対策基本計画」を策定するとしていたところです。

今般、これらの事務作業がほぼ終了し、また財源の裏付けとして合併特例債の活用の目途が立ったことから、本計画の策定、公表に至ったものでございます。

お手元の資料1「飯塚市防災(浸水)対策基本計画」をお願いします。

1ページ目は防災体制関連事業、2ページ目は建設関連事業として、それぞれ、短期、中期、長期事業に分けて、とりまとめております。

各事業について、防災体制関連事業については総務課より、また建設関連事業については、のちほど資料2「概要書」と合わせて、土木建設課よりご説明申し上げます。

それでは、防災体制関連事業について総務課よりご説明申し上げます。

1ページをお願いします。まず、計画表の見方でございますが、欄外下に記載のとおり、短期計画については合併特例債の活用を前提に平成23年度から27年度までの5年間とし、主に多額の費用を要すると考えられるハード事業を中心に記載しています。また、中期計画並びに長期計画については、防災関連事業の特性として建設関連事業とは異なり、ソフト事業がメインとなっているために、毎年見直しのうえ、継続しなければならない事業が多いため、すべて短期計画からの継続事業として位置付けています。短期計画の最初の項目であります「連絡体制の強化」につきましては、移動系防災行政無線の整備でございますが、これは一昨年の水害の際の反省に立ち、新市となって活動範囲の広がった消防団と河川パトロール班が共用しております、現状のアナログ式旧型の移動系防災行政無線について、混線や不明瞭等の問題があるために、それらを解消するためデジタル化を図ろうとするものです。

次の「情報収集体制の強化」につきましては、河川等パトロールに乗用しております公用車を増設し、活動範囲を広げるために4輪駆動車を2台整備しようとするものです。また、本庁等電話交換の仕組みの改善につきましては、すでに既存の電話交換機に外付けのかたちで音声ガイダンス設備を設置し、「電話が通じない」という苦情に対応しておりますが、より安定した受信が可能となるよう抜本的に設備を更新しようとするものです。

次の「防災啓発事業の推進」につきましては、20年度に避難所サインを統一し、また地域でも自主的に設置に取り組んでいただいた結果、市内に案内看板を8箇所、指定避難所16か所にサインを整備しておりますが、さらに整備を進めようとするものです。

次の「防災体制全般の見直し」につきましては、防災に関する共助、互助の体制を強化するために、すでに社協との災害ボランティア協定や民間企業有志との災害必需物資の供給協定を締結していますが、さらに土木作業分野等にも拡充を図ろうとするものです。

次の「情報伝達方法の整備」につきましては、河川監視カメラによる映像情報を災害対策本部にあるモニターだけでなく、インターネットを通じて広く市民にも配信しようとするものです。

次の「災害時要援護者支援体制の推進」につきましては、避難所における運営マニュアルの整備や社会福祉施設等との連携強化を図り、福祉救援ボランティアの活動を積極的に支援しようとするものです。

次に記載しております、短期から中期計画に掲げる諸項目及び短期から長期計画に掲げている諸項目につきましては、一昨年12月議会でのご報告事項と重複しており、また、これまでに一般質問等でご答弁した事項とも重複しておりますことから説明を省略させていただきたいと思っております。以上が防災体制関連事業として計画している事業でございます。

なお、最後になりますが、防災体制関連事業の推進にあたりまして、最も優先すべき重要事項は、固定系の防災行政無線が整備された現在、「災害時要援護者支援体制の推進」と「初動体制の強化」と考えています。以上、簡単ですが、総務課からの報告をおわります。

○土木建設課長

つづきまして、建設関連事業の説明をさせていただきます。お手元の資料2の概要書をお願いします。

まず1Pですが、項目1の浸水原因分析結果につきましては、1.1の降雨状況としまして、近年集中豪雨に伴う比較を行なっております。平成21年7月24日に発生しました集中豪雨は、1時間雨量が98.0mmで、時間最大雨量101mmであり、本市では過去最大級の降雨でした。添付資料として2P3P4Pに各年度ごとに「降水量及び水位等調べ」を、また、5Pに「時間最大雨量」表を添付しております。つづきまして、6Pの1.2の被害状況としまして、近年集中豪雨に伴う飯塚市全域の家屋の床上・床下浸水状況を明記しております。

平成21年度は、平成15年度の浸水被害よりは軽減されたものの、市全域の浸水被害面積は891haで、被害状況は死者1名、家屋浸水1,385世帯、店舗・事務所浸水は425件でした。

7P8P9Pにそれぞれ災害被害状況一覧表を添付しております。なお、7Pの被害状況一覧表は旧飯塚市分のみの記載であります。

つづきまして、10Pをお願いします。1.3の浸水原因としまして、既往最大規模の降雨であった事で、河川・水路等の施設の排水能力を超えたため、河川の上昇により、内水が滞留し被害をもたらしたものであります。項目2の浸水対策の検討と方針としまして、2.1で流路処理対策の検討の考え方を記載しております。2.2の降雨強度解析は、平成21年度の確率雨量は10年確率で1時間当たり65.7mmとなっております。11Pの2.3の浸水対策の方針としましては、今回、解析いたしました計画雨量65.7mmに対し能力が不足する流域面積7,883haが対象の各河川、水路及び内水施設の検討を行い「飯塚市防災（浸水）対策基本計画」を策定後、積極的に取り組んでいく事としております。項目3の浸水対策につきましては、平成15年

度、平成 21 年度、平成 22 年度に発生いたしました集中豪雨による浸水被害の軽減に向け流域毎に対策案を計上し、「飯塚市防災（浸水）対策基本計画」を策定するものであります。

つづきまして、資料 1 の 2 ページ目をお願いします。建設関連事業について説明させていただきます。区分といたしましては、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 箇年の間に実施予定の事業を短期事業、平成 28 年度から平成 32 年度までに実施予定の事業を中期事業、平成 33 年度以降に実施予定の事業を長期事業として位置付けしており、基本的には浸水被害が多く発生した地区や、今後も発生しうる水害に対し早急に対応する必要がある事業を計画しております。まず、短期事業でございますが、河川や水路の改修、調整池の新設、排水ポンプの新設等、市全域の浸水被害解消を目的に各地区の浸水対策事業を計上しており、23 事業で 61 億円を計画しております。国・県との協議に時間を要すると思われ、中期・長期に位置付けしております事業のうち、中期事業は 13 事業で 52 億円、長期事業は 7 事業で 35 億円を計画しており、短期・中期・長期合わせまして合計 43 事業で 148 億円を計画しております。

なお、これらの事業につきましては、合併特例債を活用し実施したいと考えております。合併特例債の適用期間につきましては平成 27 年度までであり、現在の基本計画では短期事業のみの活用となっておりますが、中・長期事業に関わらず、実施可能な事業につきましては、平成 27 年度までに実施してまいりたいと考えております。なお、放流先であります国・県とも協議を重ね、積極的に事業を実施してまいりたいと考えております。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 「なし」と叫ぶ者あり ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。